

2018 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)は、2012年4月1日にそれまでの社団法人から公益社団法人に移行し、より公益に資する活動を行うために、権利者、契約者及び社会に対し、著作権に関する積極的な事業活動を実施してきた。

また事業の実施については、公益化以降、三か年計画を策定し、本年度は第二次三か年計画の最終年にあたる。

このことから、JRRC 第二次三か年計画の目的を達成すべく、2018年度はさらなる成果を確定するための事業を計画し、2018年度事業計画として策定する。

加えて、本年度中に次年度から開始を予定する第三次三か年計画を策定する。

《重点事業》

1. 電子化許諾の実施について

電子化許諾開始に向けて、使用料規程等の整備を行い、第一次三か年計画からの懸案であった電子化許諾について、本年度後半からの実施を目指す。

2. 新たな著作権制度に対する調査・研究

(1) 教育機関における複製等について、教育 ICT 推進関連団体等の協議進展を踏まえ、今後予定される著作権法改正によって想定される制度構築に協力する。

(2) オープンワークス問題解決について、文化庁および関連団体とともに、実証事業等に参加し、事務局業務を担当することなどを通じて、調査・研究を行う。

3. 管理著作物の拡大

(1) 個別受託制度の受託促進活動を強化し、JRRC 管理著作物の拡大を図る。

(2) 人文・社会科学系学会に対する管理受託活動を推進し、許諾体制の整備を行う。

4. 顧客サービスの充実

現在、利用者から高い評価を得ている初級及び中級向け著作権講座を継続すると共に、参加者から希望の多い e ラーニング教材の開発に着手する。

また、年 2 回の著作権セミナー等、JRRC 主催の各種著作権啓発活動を実施する中で、契約者と交流を持てる場を年 1 回程度設け、利用者の声を直接聴取することにより、より一層の事業活動充実をはかる。

5. 海外 RRO (Reproduction Rights Organisation) との双務協定締結について

NLA (Newspaper Licensing Agency) を始めとした海外 RRO との双務協定締結活動を強化し、順次協定締結を目指す。

6. 複製に関するポータル・サイトの充実

ポータル・サイトの内容に関してデータの精度を上げ、利用者への利便性をさらに向上させる。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

2018年度の徴収目標額を、3億9500万円とする。

2. 複写使用料の分配

2017年度分として徴収した著作物複写利用許諾契約に基づく複写使用料を、それぞれの利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2018年9月末に各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。

3. より適正な分配の実現

各会員団体及び個別受託契約の契約先に対する分配時に、分配先に対し、関連団体、出版者への分配に関する適切な情報等の提供を行い、権利者へのより適正な分配を実現する。これまでの調査方法による実態調査への協力依頼を打診した企業が一巡したことを機に、統計的な見地から業務委託内容を見直し、次回2019年実施に向けて調査方法を再検討する。

II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓発活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① JRRC主催の著作権セミナー、講演会等の開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣
- ④ 利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催
- ⑤ 著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑥ ホームページ、インターネット及び専門新聞等での広報・宣伝活動の実施

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナー他各種文化庁主催・共催事業への参画
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及・啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力
- ④ 文化庁主催の各種セミナー、研修会への講師の派遣

2. 調査・研究

国内外の著作権法改正動向、集中管理事業をめぐる環境変化、海外RROあるいはMMO (Media Monitoring Organisation) におけるデジタル分野での対応等、JRRCにとって必要かつ重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査・研究を行う。

3. 国際的な活動への取り組み

(1) IFRRO (International Federation of Reproduction Rights Organisations) との連携

年 1 回開催の IFRRO 総会への参加、APC (Asia Pacific Committee) 会議への参加、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等、IFRRO の正会員団体として必要な会議等への参加を含め、関連団体との連携を踏まえて引き続き積極的な対外活動を行う。

(2) PDLN (Press Database and Licensing Network) における情報収集等

2016 年 10 月より正会員となった PDLN の Conference への参加を通じて、新聞記事等を元に新たなデジタル・コンテンツ・サービスを展開している各国 MMO の最新ビジネス動向に関する情報収集及び調査・研究を行う。

(3) 文化庁との連携

文化庁が担当しているアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、世界知的所有権機関 (WIPO) 研修に関する各種会議への参加等、文化庁国際課と連携し、必要な支援・協力を通じて積極的に国際的な活動を実施する。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者、利用者双方の立場に立ち、必要な検討を行う。

III. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

一般あるいは利用者からの著作物利用に関する電話・メールによる質問や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上